

建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件（平成22年高契・公告第1号）の一部を次の表のように改正します。この公告による改正後の建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件の規定は、令和7年11月1日以後に入札手続を開始する建設工事について適用し、同日前に入札手続を開始した建設工事については、なお従前の例によるものとします。

令和7年11月1日

高松市長 大西秀人

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
高契・公告第1号 公 告 高松市が発注する建設工事（契約監理課経由分に限る。）の入札後審査型制限付き一般競争入札（以下「入札」といいます。）に係る高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号。高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則（平成30年高松市規則第34号）第100条において読み替えて準用する場合を含み、以下「契約規則」という。）第6条の規定による公告（以下「建設工事公告」といいます。）における用語の定義等及び入札手続その他の入札についての基本事項を次のとおり定めたので、同条の規定により公告します。 平成22年4月12日	高契・公告第1号 公 告 高松市が発注する建設工事（契約監理課経由分に限る。）の入札後審査型制限付き一般競争入札（以下「入札」といいます。）に係る高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号。高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則（平成30年高松市規則第34号）第100条において読み替えて準用する場合を含み、以下「契約規則」という。）第6条の規定による公告（以下「建設工事公告」といいます。）における用語の定義等及び入札手続その他の入札についての基本事項を次のとおり定めたので、同条の規定により公告します。 平成22年4月12日 改正 平成22年8月18日〔高契・公告第51号〕（同年9月6日以降公表分について適用） 改正 平成23年4月1日〔高契・公告第10号〕（同日以降公

	表分について適用) 改正 平成23年6月6日〔高契・公告第20号〕(同日以降公表分について適用) 改正 平成23年7月29日〔高契・公告第47号〕(同年8月1日以降公表分について適用) 改正 平成24年3月29日〔高契・公告第8号〕(同年4月1日以降公表分について適用) 改正 平成24年5月28日〔高契・公告第38号〕(同年6月1日(12(19))に係る部分は、同年9月1日)以降公表分について適用) 改正 平成24年12月17日〔高契・公告第109号〕(同日以降公表分について適用) 改正 平成25年5月27日〔高契・公告第47号〕(同年6月1日以降公表分について適用) 改正 平成25年10月1日〔高契・公告第98号〕(同日以降公表分について適用) 改正 平成25年10月28日〔高契・公告第112号〕(同日以降公表分について適用) 改正 平成26年3月24日〔高契・公告第8号〕(同年4月1日以降公表分について適用) 改正 平成26年6月30日〔高契・公告第59号〕(同日以降公表分について適用) 改正 平成27年3月30日〔高契・公告第11号〕(同年4月1日以降公表分について適用) 改正 平成28年6月3日〔高契・公告第35号〕(同日以降公表分について適用) 改正 平成29年4月1日〔高契・公告第31号〕(同日以降公表分について適用) 改正 平成30年4月1日〔高契・公告第24号〕(同日以降公表分について適用)
--	--

改正 <u>令和 7 年 1 1 月 1 日〔高契・公告第 1 5 0 号〕（同日以降公表分について適用）</u> 高松市長 大 西 秀 人 1 2 入札に参加する者に必要な資格の項目においては、次に定めるところによる。	表分について適用) 改正 平成 3 1 年 4 月 1 日〔高契・公告第 2 7 号〕（同日以降公表分について適用) 改正 令和 2 年 4 月 1 日〔高契・公告第 2 8 号〕（同日以降公表分について適用) 改正 令和 2 年 5 月 1 日〔高契・公告第 4 5 号〕（同日以降公表分について適用) 改正 令和 2 年 1 0 月 1 日〔高契・公告第 1 6 2 号〕（同日以降公表分について適用) 改正 令和 3 年 6 月 1 日〔高契・公告第 7 4 号〕（同日以降公表分について適用) 改正 令和 4 年 4 月 1 日〔高契・公告第 2 2 号〕（同日以降公表分について適用) 改正 令和 5 年 1 月 1 日〔高契・公告第 1 号〕（同日以降公表分について適用) 改正 令和 5 年 4 月 1 日〔高契・公告第 1 6 号〕（同日以降公表分について適用) 改正 令和 6 年 4 月 1 日〔高契・公告第 1 7 号〕（同日以降公表分について適用) 改正 令和 6 年 6 月 1 日〔高契・公告第 6 0 号〕（同日以降公表分について適用) 改正 <u>令和 7 年 2 月 1 日〔高契・公告第 7 号〕（同日以降公表分について適用）</u> 高松市長 大 西 秀 人 1 2 入札に参加する者に必要な資格の項目においては、次に定めるところによる。
---	--

(1) (2)に規定する入札に参加する者に必要な資格を満たさない者又は17(5)による入札参加資格の確認を得ない者は、入札に参加することができない。 (2)～(14) 略 (15) 他の案件との関係での応札・落札の制限の細項目においては、次に定めるところによる。 ア 略 イ 「同一敷地内案件重複受注禁止」及びこれらの文字の右側の敷地の表示の意義は、当該敷地内で次の工事について当該建設工事公告で定める入札書提出期限日において元請としての受注（仮契約していること又は落札候補者若しくは落札者となっていることを含む。以下このイにおいて「同一敷地内案件受注」という。）をしていない者でなければならないことである。したがって、同一敷地内案件受注をしている者（共同企業体の構成員による場合を含む。）は、単体企業又は共同企業体の構成員として応募することができない。 (ア) 高松市（契約監理課経由分に限る。）が発注した_____工事（随意契約に係るものを除く。（イ）において「対象工事」という。） (イ) 高松市病院局が発注した対象工事 ウ・エ 略	(1) (2)に規定する入札に参加する者に必要な資格を満たさない者又は17(5)による入札参加資格の確認を得ない者は、入札に参加することができない。 (2)～(14) 略 (15) 他の案件との関係での応札・落札の制限の細項目においては、次に定めるところによる。 ア 略 イ 「同一敷地内案件重複受注禁止」及びこれらの文字の右側の敷地の表示の意義は、当該敷地内で次の工事について当該建設工事公告で定める入札書提出期限日において元請としての受注（仮契約していること又は落札候補者若しくは落札者となっていることを含む。以下このイにおいて「同一敷地内案件受注」という。）をしていない者でなければならないことである。したがって、同一敷地内案件受注をしている者（共同企業体の構成員による場合を含む。）は、単体企業又は共同企業体の構成員として応募することができない。 (ア) 高松市（契約監理課経由分に限る。）が発注した<u>予定価格130万円を超える</u>工事（随意契約に係るものを除く。（イ）において「対象工事」という。） (イ) 高松市病院局が発注した対象工事 ウ・エ 略
---	--